

(様式2)

令和7年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：砥部町スポーツ少年団]

[記載日： 令和8年3月30日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本団は該当しない。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 砥部町スポーツ少年団会則等を制定し、本団の役員及び会員は当該規定を遵守している。行政等からの助成金を受給しており、適正なガバナンスを確保する観点に立って各種規定に従った適切な報告を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本部長、事務局、代表者による会合において事業計画及びその他重要事項の承認手続きを行い、適切な団体運営に努めている。	A

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 年間の基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、代表者会に諮り、役員からも意見を募り決議を得ている。	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人日本スポーツ協会が発行する『Sport Japan』の関連記事等をテキストにした役職員に対するコンプライアンス教育や研修を行っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 毎年5月開催の代表者会において、コンプライアンス研修を実施している。来年度以降もこの形での研修を予定している。	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 本団の定める会則等に基づき、適切に会計処理を行っている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当団の会計は、会則に則り砥部町スポーツ協会会計として執行しており、2名の監事を選任し年1回の監査を実施している。</p>	
<p><b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>代表者会において事業報告書等を報告している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ホームページは開設していないが、事業の実施状況やイベントの情報等について、町広報などを通じて情報発信している。</p>	
<p><b>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b></p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF向け&gt;の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則1から13について	—
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本団では、ガバナンスコード(NF向け)の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、ガバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。</p>	